

# 国立大学法人電気通信大学 ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）では、本学の教育研究環境の向上を図るための財源を獲得することを目的として、本学が所有する財産（施設・区画等）のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等を募集します。

## 1. 対象施設

原則として、本学が所有するすべての財産（施設・区画等）を対象とします。

※ ネーミングライツ対象については、建物等の施設単位のほか、教室、自習スペース等の区画単位まで幅広く対応を可能としておりますので、事前相談、現地視察の希望等も含めて、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

また、別紙のキャンパス MAP も参照ください。

## 2. 募集の概要

### （1）協定の条件

- ① 協定の期間：3年以上5年以下（更新可）
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

### （2）応募資格

本学のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人。

ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑧ 政治団体
- ⑨ 宗教団体
- ⑩ 前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと大学が認めるもの

### (3) 別称等の付与

- ① 命名する別称等（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク等をいう。）は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。
  - ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
  - ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
  - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
  - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
  - ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
  - ・求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
  - ・人権を侵害するおそれのあるもの
  - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - ・良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
  - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
  - ・個人情報に係るもの
  - ・その他本学が別称等として適当ではないと認めるもの
- ③ 別称等は、本学で審議の上、最終決定します。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称等の変更は原則としてできません。

### (4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

（※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 対象施設等にサインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学のホームページ等を通じて、別称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

### (5) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）なお、サインの内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。

- ② 協定締結後の本学ホームページ掲載等については、本学の負担で行います。
- ③ 別称等の使用開始日において、サインの設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ 別称等のサインや案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

随時募集・受付とします。

受付は、持参、郵送、Eメールにて受付を行うこととします。

なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 現地視察等

現地視察等を希望する場合は、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

(8) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
  - (イ) 法人概要及び直近3年間の決算報告書
  - (ロ) 登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
  - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

(9) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学の役員会において、応募資格、本学における効果、応募者から提示されたネーミングライツ料の妥当性、協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

なお、いずれの応募についても、不相当とする場合もあります。

(参考) 資格要件及び選定基準

| 選定項目 |                         | 要件・基準等  |
|------|-------------------------|---|
| 資格要件 | 資格                      | ・ 応募資格を満たしているか。<br>・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。<br>・ 経営基盤が安定しているか。 |
|      | 別称等                     | ・ 学生及び教職員に受入れられるか。<br>・ 施設のイメージを損なうおそれがないか。 等                     |
| 選定基準 | ネーミングライツ料<br>本学への波及効果等  | ・ ネーミングライツ料の妥当性<br>(財政的な観点から高額であるほど、高評価とする。)<br>・ 本学における波及効果 等    |
| 判定   | 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。 |   |

(10) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者に通知します。

**3. 協定の締結**

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー及び協定期間等を公表します。

**4. ネーミングライツ料及び納入時期**

ネーミングライツ料は、本学とネーミングライツを希望する法人等で協議の上、決定するものとし、原則として、本学の請求に基づき所定の期日までに1年分を一括して納入するものとしします。

**5. リスクの責任分担**

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

**6. 協定の解除**

ネーミングライツ・パートナーが応募要件を欠くことになったとき、又は信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

**7. 申込書の提出先及び問合せ先**

国立大学法人電気通信大学総務企画課広報係

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1

Tel 042-443-5019

FAX 042-443-5887

Email [rights@kouhou.uec.ac.jp](mailto:rights@kouhou.uec.ac.jp)